

証券コード 6946
平成22年6月11日

株 主 各 位

東京都品川区西五反田八丁目1番5号
日本アビオニクス株式会社
代表取締役 鈴木 俊 一

第60期定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第60期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成22年6月28日（月曜日）午後5時までに到着するよう、ご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成22年6月29日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区六番町15番地
主婦会館プラザエフ
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第60期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人
および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第60期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）
計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.avio.co.jp>）に掲載させていただきます。

## (提供書面)

# 事業報告

(自 平成21年4月1日)  
(至 平成22年3月31日)

## 1. 当社グループの現況に関する事項

### (1) 事業の経過および成果

当期におけるわが国経済は、日本政府の経済対策の効果による個人消費の持ち直しやアジア向け輸出の増加、それらによる企業収益悪化の下げ止まりなど一時の低迷期を脱しつつあるものの、民間設備投資が低調に推移し、さらに需要の低迷等によりデフレ傾向となるなど依然として厳しい状況で推移しました。世界経済、特にアジア地域につきましては、中国政府の経済対策により同国の内需が拡大し、その他のアジア地域においても中国向け輸出が増加するなど総じて回復傾向で推移しました。

当社グループの関連するエレクトロニクス業界におきましては、エコポイント等の効果により薄型テレビが好調に推移するとともに海外市場における需要回復により電子部品の輸出が増加するなど持ち直しの動きはあるものの、全体としては民間設備投資の抑制、価格競争の激化に伴う単価の下落等の影響により厳しい状況となりました。

このような状況の中で当社グループは、売上高確保を目指し、海外市場への展開強化および国内外の新規販売チャネルの開拓、新製品の発売と新アプリケーションによる新市場開拓に努めました。また、経済環境が好転しなくとも利益の出せる体制を目指し、人件費を含む諸経費の削減や原価率の低減に努めました。

この結果、連結業績は、売上高が第3四半期以降製造・検査機器のアジア向け輸出の回復による増加があったものの、第2四半期までの内需の不振等による減少を補えず265億56百万円（前期比6.5%減）にとどまりましたが、損益は費用削減に努めた結果、営業利益が前期比6億96百万円改善の3億2百万円、経常利益が前期比7億70百万円改善の2億15百万円となり、当期純利益は前期に計上した事業構造改善費用がありませんでしたので、前期比18億26百万円改善の1億57百万円となりました。

なお、剰余金につきましては、今期の業績が景気低迷の影響から完全に脱却していないことや今後の景気回復の先行きがなお不透明なことなどを総合的に勘案して、資本充実のため内部留保とさせていただきこととし、まことに遺憾ながら、第60期の期末配当につきましては無配とさせていただきたく存じます。

## (2) 部門別の事業の概況

### 情報システム部門

情報システム製品については、受注、売上とも表示・音響関連装置が好調に推移したことから増加しました。

この部門の当期の受注高は160億38百万円（前期比4.3%増）、売上高は130億82百万円（前期比3.4%増）であります。

### 電子機器部門

電子機器製品については、教育現場で好評な短焦点レンズを搭載した文教市場向けプロジェクトが順調に推移し、電子部品製造用接合装置が海外、特に中国における景気回復の影響を受け第3四半期以降受注、売上とも好調に推移しましたが、第2四半期までの景気後退に伴う投資抑制等の影響や競争の激化に伴う単価の下落などにより、前期と比較し、全体としては受注はおおむね横ばいであったものの、売上は減少しました。

この部門の当期の受注高は80億97百万円（前期比0.2%増）、売上高は78億33百万円（前期比18.2%減）であります。

### 赤外線・計測機器部門

赤外線・計測機器製品については、赤外線サーモグラフィ装置が新型インフルエンザの発生による需要増および新製品Thermo GEAR(サーモギア) G100シリーズ（異常温度を検出すると振動で異常を知らせるなどの新機能を盛り込んだ赤外線サーモグラフィ装置）発売による寄与がありましたが、全体としては景気低迷による設備投資の抑制に加え需要が低価格帯にシフトしたことから、前期と比較すると受注はおおむね横ばいであったものの、売上は減少しました。

この部門の当期の受注高は57億61百万円（前期比0.4%増）、売上高は56億40百万円（前期比8.4%減）であります。

(注) 部門別の事業の概況については、従来、「情報システム部門」、「電子装置部門」、「製造装置部門」に区分しておりましたが、当期より、「情報システム部門」、「電子機器部門」、「赤外線・計測機器部門」に区分を変更しております。なお、前期の受注高および売上高を変更後の区分に組み替えて前期比較しております。

### (3) 設備投資の状況

当期は、情報システム製品用生産設備の増強などに総額3億34百万円の設備投資を行いました。

### (4) 資金調達状況

当社は、運転資金の機動的な調達を行うために主要取引金融機関とコミットメントライン契約を締結しております。

### (5) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、輸出の増加に下支えされた生産の回復や日本政府の経済対策の効果により、景気は回復していくものと思われませんが、世界経済の先行きが不透明であること、また企業収益や民間設備投資がなお厳しい状況にあることなどを踏まえると予断を許さない状況であると思われま

す。このような状況の中で、当社グループにおける課題は、安定的な収益を確保できる経営基盤の強化、市場創造型企業への転換、それによる成長戦略の達成であります。

#### ① 経営基盤の強化

安定的な収益を確保できる経営基盤の強化につきましては、3つの改革（業務プロセス改革、ものづくり改革、開発・技術改革）を強力に推進し、費用構造の徹底的な見直しをはかってまいります。

#### ② 市場創造型企業への転換

当社が目指す「市場創造型企業」への転換につきましては、新市場開拓や新アプリケーション開発のためのマーケティング力を強化し、既存市場に加え太陽電池製造等の成長市場へ競争力のある顧客ニーズに基づく製品の投入をはかり、新しい市場を創造してまいります。

### ③ 成長戦略

- ・ 情報システム部門は、当社グループの基盤事業として位置付け、当社グループ独自技術の提供により既存市場は堅持しつつ、今後成長が望める航空宇宙市場への参入を目指してまいります。
- ・ 電子機器部門のうち、製造・検査機器は、当社グループが得意とする精密接合技術をベースに従来の電子部品市場等に加え太陽電池、2次電池製造、MEMS等の成長市場での拡大を目指し新製品を投入するとともに海外市場、特に中国、インド市場の開拓を推進してまいります。
- ・ 赤外線・計測機器部門は、製品ラインナップの拡充、アライアンスによる新市場の創造および既存市場の深耕、マーケティング力や海外販売チャネルの強化等により、売上高の拡大を目指してまいります。

当社グループは、これらの諸施策により、業績の向上に向けて一丸となって邁進する所存であります。

## (6) 財産および損益の状況の推移

### ① 当社グループの財産および損益の状況の推移

| 区 分 \ 年 度      | 平成18年度<br>(第57期) | 平成19年度<br>(第58期) | 平成20年度<br>(第59期) | 平成21年度<br>(当 期) |
|----------------|------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 受 注 高(百万円)     | 34,717           | 34,794           | 29,191           | 29,897          |
| 売 上 高(百万円)     | 35,640           | 36,359           | 28,392           | 26,556          |
| 経 常 損 益(百万円)   | 1,540            | 1,259            | △ 555            | 215             |
| 当 期 純 損 益(百万円) | 1,182            | 350              | △1,668           | 157             |
| 1株当たり当期純損益(円)  | 40.95            | 11.91            | △59.03           | 5.59            |
| 総 資 産(百万円)     | 35,609           | 33,074           | 31,035           | 29,307          |
| 純 資 産(百万円)     | 10,153           | 9,002            | 7,149            | 7,306           |
| 1株当たり純資産額(円)   | 283.97           | 289.66           | 224.65           | 230.24          |

(注) 1株当たり当期純損益および1株当たり純資産額は「1株当たり当期純利益に関する会計基準」および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」に基づき算定しております。

### ② 当社の財産および損益の状況の推移

| 区 分 \ 年 度      | 平成18年度<br>(第57期) | 平成19年度<br>(第58期) | 平成20年度<br>(第59期) | 平成21年度<br>(当 期) |
|----------------|------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 受 注 高(百万円)     | 28,819           | 28,478           | 23,132           | 23,939          |
| 売 上 高(百万円)     | 29,751           | 30,119           | 21,923           | 20,724          |
| 経 常 損 益(百万円)   | 1,103            | 1,066            | △ 43             | 336             |
| 当 期 純 損 益(百万円) | 933              | 428              | △1,090           | 252             |
| 1株当たり当期純損益(円)  | 32.13            | 14.68            | △38.59           | 8.93            |
| 総 資 産(百万円)     | 32,582           | 30,415           | 29,769           | 28,274          |
| 純 資 産(百万円)     | 9,608            | 8,535            | 7,260            | 7,512           |
| 1株当たり純資産額(円)   | 264.70           | 273.16           | 228.58           | 237.52          |

(注) 1株当たり当期純損益および1株当たり純資産額は「1株当たり当期純利益に関する会計基準」および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」に基づき算定しております。

## (7) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社との関係

| 会社名      | 当社株式の<br>議決権比率 | 関係内容                          |
|----------|----------------|-------------------------------|
| 日本電気株式会社 | 50.23%         | 当社は同社に対して、情報システム製品等を納入しております。 |

### ② 重要な子会社の状況

| 会社名                    | 資本金        | 当社の<br>議決権比率 | 主要な事業内容                         |
|------------------------|------------|--------------|---------------------------------|
| 山梨アビオニクス株式会社           | 百万円<br>450 | 100%         | プリント配線板の製造                      |
| 福島アビオニクス株式会社           | 450        | 100          | ハイブリッドIC、電子機器製品および赤外線・計測機器製品の製造 |
| 日本アビオニクス販売株式会社         | 70         | 100          | 電子機器製品等の販売                      |
| NEC Avio 赤外線テクノロジー株式会社 | 342        | 100          | 赤外線・計測機器製品の製造、販売                |

### ③ 重要な技術提携等の状況

主要な技術提携の相手先は、レイセオン・カンパニー（米国）およびロッキード・マーチン・コーポレーション（米国）であり、各種情報システム製品に関する技術導入契約を締結しております。

## (8) 主要な事業内容（平成22年3月31日現在）

| 部門         | 主要製品                                   |
|------------|----------------------------------------|
| 情報システム部門   | 誘導・搭載関連装置、表示・音響関連装置、指揮・統制関連装置、ハイブリッドIC |
| 電子機器部門     | 映像機器、情報端末機器、製造・検査機器、プリント配線板            |
| 赤外線・計測機器部門 | 赤外線機器、工業計測機器                           |

(9) 主要な営業所および工場（平成22年3月31日現在）

① 当社

| 名 称       | 所 在 地             |
|-----------|-------------------|
| 本 社       | 東 京 都 品 川 区       |
| 府 中 支 店   | 東 京 都 府 中 市       |
| 名 古 屋 支 店 | 愛 知 県 名 古 屋 市     |
| 大 阪 支 店   | 大 阪 府 大 阪 市       |
| 福 岡 支 店   | 福 岡 県 福 岡 市       |
| 甲 府 営 業 所 | 山 梨 県 南 ア ル プ ス 市 |
| 行 田 営 業 所 | 埼 玉 県 鴻 巣 市       |
| 横 浜 事 業 所 | 神 奈 川 県 横 浜 市     |
| 相 模 事 業 所 | 神 奈 川 県 高 座 郡     |

(注) 相模事業所は、平成22年5月6日に神奈川県高座郡から神奈川県横浜市に移転し、新横浜事業所と名称を変更いたしました。

② 主要な子会社

| 名 称                       | 所 在 地     |
|---------------------------|-----------|
| 山梨アビオニクス株式会社              | 山梨県南アルプス市 |
| 福島アビオニクス株式会社              | 福島県郡山市    |
| 日本アビオニクス販売株式会社            | 東京都品川区    |
| NEC A v i o 赤外線テクノロジー株式会社 | 東京都品川区    |

(10) 使用人の状況（平成22年3月31日現在）

① 当社グループの使用人の状況

| 区 分 | 使 用 人 数    | 前 期 末 比 増 減 |
|-----|------------|-------------|
| 男   | 名<br>1,111 | 名<br>20     |
| 女   | 211        | 3           |
| 合 計 | 1,322      | 23          |

(注) 使用人数は就業人員を表示しております。

② 当社の使用人の状況

| 区 分     | 使用人数     | 前期末比増減 | 平均年齢      | 平均勤続年数    |
|---------|----------|--------|-----------|-----------|
| 男       | 名<br>622 | 名<br>8 | 才<br>44.4 | 年<br>20.3 |
| 女       | 99       | △2     | 40.0      | 11.8      |
| 合計または平均 | 721      | 6      | 43.8      | 19.1      |

(注) 使用人数は就業人員を表示しております。

(11) 主要な借入先 (平成22年3月31日現在)

| 借 入 先                   | 借 入 金 残 高    |
|-------------------------|--------------|
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行     | 百万円<br>2,700 |
| 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社     | 1,996        |
| 株 式 会 社 横 浜 銀 行         | 1,711        |
| 株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行 | 1,296        |

## 2. 会社の株式に関する事項（平成22年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 80,000,000株  
     普通株式 76,000,000株  
     第1種優先株式 4,000,000株

(2) 発行済株式の総数 29,100,000株  
     普通株式 28,300,000株  
     第1種優先株式 800,000株

(3) 株主数 普通株式 3,862名  
     第1種優先株式 1名

(注) 第1種優先株式は、日本電気株式会社が全株所有しております。

### (4) 大株主の状況(上位11名)

| 株主名            | 持株数      |         |          | 持株比率   |
|----------------|----------|---------|----------|--------|
|                | 普通株式     | 第1種優先株式 | 合計       |        |
| 日本電気株式会社       | 14,151千株 | 800千株   | 14,951千株 | 51.45% |
| 日本アビオニクス従業員持株会 | 615      | —       | 615      | 2.12   |
| 株式会社三井住友銀行     | 441      | —       | 441      | 1.52   |
| 住友信託銀行株式会社     | 249      | —       | 249      | 0.86   |
| 伊藤 豊           | 220      | —       | 220      | 0.76   |
| 住友生命保険相互会社     | 218      | —       | 218      | 0.75   |
| 松島 敏雄          | 193      | —       | 193      | 0.66   |
| 三井住友海上火災保険株式会社 | 161      | —       | 161      | 0.55   |
| 吉川 勝敏          | 127      | —       | 127      | 0.44   |
| 柴 宏            | 118      | —       | 118      | 0.41   |
| 田辺 昌司          | 118      | —       | 118      | 0.41   |

(注) 持株比率は、自己株式(39,148株)を控除して計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の氏名等（平成22年3月31日現在）

| 会社における地位        | 氏 名   | 担当および重要な兼職の状況                                       |
|-----------------|-------|-----------------------------------------------------|
| 代表取締役<br>執行役員社長 | 鈴木 俊一 | 経営全般および業務運営の総括<br>NEC Avio 赤外線テクノロジー株式会社<br>代表取締役社長 |
| 取締役<br>役員専務     | 井田 敏  | グループ民需営業の統括<br>営業本部担当および人事に関する事項                    |
| 取締役<br>役員常務     | 山下 守  | 事業支援本部担当<br>営業本部担当補佐                                |
| 取締役<br>役員常務     | 根来 周三 | 情報システム事業担当                                          |
| 取締役<br>役員常務     | 鈴木 延男 | ソリューション・プロダクツ事業部担当<br>特命プロジェクトの総括                   |
| 取締役<br>役員       | 川島 雅幸 | 営業本部担当補佐<br>NEC Avio 赤外線テクノロジー株式会社<br>取締役           |
| 取締役             | 西村 知典 | 日本電気株式会社執行役員                                        |
| 監査役（常勤）         | 津田 好美 |                                                     |
| 監査役（常勤）         | 石川 俊樹 |                                                     |
| 監査役             | 山本 徳男 | 日本電気株式会社関連企業部長                                      |
| 監査役             | 山本 琢  | 日本電気株式会社航空宇宙・防衛事業本部主席企画主幹                           |

- (注) 1. 平成21年6月26日開催の第59期定時株主総会において、川島雅幸、西村知典の両氏は取締役役に、石川俊樹、山本琢の両氏は監査役に、それぞれ選任され就任いたしました。
2. 取締役 西村知典氏は、社外取締役であります。
3. 監査役 山本徳男、山本琢の両氏は、社外監査役であります。
4. 監査役 津田好美氏は、当社において長年経理業務を担当しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役 山本徳男氏は、日本電気株式会社において長年経理業務を担当しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当期中に退任した取締役および監査役の氏名、退任時の会社における地位、退任年月日および退任理由は次のとおりであります。

| 氏 名   | 退任時の会社における地位 | 退任年月日（退任理由）      |
|-------|--------------|------------------|
| 石川 俊樹 | 取締役          | 平成21年6月26日（任期満了） |
| 祝 宏文  | 監査役（常勤）      | 平成21年6月26日（辞任）   |
| 渡谷 和行 | 社外監査役        | 平成21年6月26日（辞任）   |

7. 平成22年5月6日付で次のとおり担当の異動を行いました。

|               |      |                          |
|---------------|------|--------------------------|
| 会社における地位      | 氏 名  | 異 動 後 の 担 当              |
| 取締役<br>執行役員常務 | 鈴木延男 | 接合機器事業部および映像・情報福祉機器事業部担当 |

8. 社外監査役 山本琢氏は、平成22年4月1日付で株式会社ネットコムセック代表取締役社長に就任されました。同社は日本電気株式会社の子会社であり、当社は同社と情報システム製品等の取引関係があります。

## (2) 取締役および監査役の報酬等の額

| 区 分   | 人 数 | 報 酬 等 の 額 |
|-------|-----|-----------|
| 取 締 役 | 8名  | 94百万円     |
| 監 査 役 | 6名  | 29百万円     |
| 計     | 14名 | 124百万円    |

- (注) 1. 上記には、平成21年6月26日開催の第59期定時株主総会終結のときをもって退任した取締役1名、監査役2名を含んでおります。
2. 執行役員兼務取締役には、取締役としての報酬のほかに使用人分給与は支払っておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、年額2億円以内（平成19年6月29日開催の第57期定時株主総会決議）、監査役の報酬限度額は、年額4千万円以内（平成19年6月29日開催の第57期定時株主総会決議）となっております。

## (3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行取締役等および社外役員の重要な兼職の状況  
(平成22年3月31日現在)

| 区 分   | 氏 名  | 兼 職 状 況                   |
|-------|------|---------------------------|
| 社外取締役 | 西村知典 | 日本電気株式会社執行役員              |
| 社外監査役 | 山本徳男 | 日本電気株式会社関連企業部長            |
| 社外監査役 | 山本琢  | 日本電気株式会社航空宇宙・防衛事業本部主席企画主幹 |

- (注) 1. 日本電気株式会社は当社の親会社であり、同社との関係は、前記1. (7) ①親会社との関係に記載のとおりであります。
2. 社外監査役 山本琢氏は、平成22年4月1日付で株式会社ネットコムセック代表取締役社長に就任されました。当社と同社との関係は、前記3. (1)注記8に記載のとおりであります。

② 当事業年度における主な活動状況

| 区 分   | 氏 名  | 主 な 活 動 状 況                                                                     |
|-------|------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役 | 西村知典 | 就任後開催された取締役会へは10回中9回出席し、豊富な経営等に関する経験と専門的知見に基づく意見を述べ、提言等を行いました。                  |
| 社外監査役 | 山本徳男 | 当期に開催された取締役会へは14回中11回出席し、監査役会へは11回中10回出席し、それぞれ経理・財務に係る経験と知見に基づく意見を述べ、提言等を行いました。 |
| 社外監査役 | 山本 琢 | 就任後開催された取締役会へは10回すべてに出席し、監査役会へは9回すべてに出席し、それぞれ専門的知見に基づく質問等を行いました。                |

③ 社外役員の報酬等の総額

| 区 分         | 人 数 | 報 酬 等 の 額 |
|-------------|-----|-----------|
| 社外役員の報酬等の総額 | 4名  | 1百万円      |

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各社外監査役とは、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任の限定契約を同法第427条第1項の規定に基づき締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める金額としております。

#### 4. 会計監査人の状況

##### (1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

##### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                 | 支 払 額 |
|---------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額        | 40百万円 |
| ② 当社および子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 | 40百万円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

##### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務執行に支障があると判断した場合、監査役会の同意を得たうえで、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

##### (4) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止の内容

該当事項はございません。

## 5. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制に関し次のとおり取締役会にて決議しております。

当社は、次のとおり会社法第362条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する基本方針を定める。当社は、この基本方針に基づく内部統制システムの整備状況を絶えず評価し、必要な改善措置を講じることによって、内部統制システムの整備に努める。

### (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役および執行役員は、当社および当社子会社（以下A v i oグループという。）における企業倫理の確立ならびに取締役および使用人による法令、定款および社内規程の遵守の確保を目的として制定した「A v i oグループ企業行動憲章」および「A v i oグループ行動規範」を率先垂範する。
- ② 取締役会は、「A v i oグループ企業行動憲章」および「A v i oグループ行動規範」の周知徹底のための活動を経営企画本部に行わせ、監査部に各部門における実施状況の監査、問題点の指摘および改善策の提案などの支援を行わせる。
- ③ 取締役会は、A v i oグループの社会的責任の遂行のために執行役員社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、内部統制システムの維持、改善に務める。
- ④ 取締役は、重大な法令違反その他法令および社内規程の遵守に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告する。
- ⑤ A v i oグループにおける法令違反または「A v i oグループ企業行動憲章」もしくは「A v i oグループ行動規範」の違反またはそのおそれのある事実に関する主な情報の提供先または相談窓口は、監査部とする。監査部は内部者通報制度「アビオホットライン」の周知徹底をはかり、違反事実またはそのおそれのある事実の発見に努める。

- ⑥ CSR・コンプライアンス委員会は、A v i oグループのCSR・コンプライアンス体制の遵守状況を確認し、不適切な行為の原因究明および再発防止の審議を行い、スタッフ部門が再発防止策の展開など体制の整備・改善の推進を行う。
- ⑦ 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、一切の関係を遮断し、全社を挙げて毅然とした態度で臨むものとする。

## (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

- ① 取締役および使用人の職務に関する各種の文書、帳票類等の保存および管理については、「文書規程」に基づき適切に作成、保存、管理する。
- ② 情報セキュリティについては、「情報セキュリティ基本規程」に基づき、情報セキュリティ体制の維持・向上のための施策を継続的に実施する。
- ③ 株主総会議事録、取締役会議事録などその作成および保存に関する法令の定めがある文書等については、法令に従い適正に作成し、適切に保存・管理する。
- ④ 企業秘密については、「企業秘密管理規程」に基づき適切に管理する。
- ⑤ 個人情報については、法令および「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理する。

## (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 重要なリスクについては、リスク管理の基本方針に基づき、経営戦略会議または経営会議でその対策について十分な審議を行ったうえで、必要に応じて取締役会に報告する。
- ② 経営戦略に関する意思決定など経営判断に関するリスクについては、必要に応じて弁護士、公認会計士など外部の専門家の助言を受け、関係部門において分析および対策を検討する。
- ③ 各部門のリスク管理体制およびリスク管理の実施状況の監査は、監査部が行う。

#### (4) 取締役の職務執行の効率性の確保に関する体制

- ① 取締役会は、執行役員の担当事項を定め、執行役員に対する大幅な権限委譲を行うことにより、事業運営に関して迅速な意思決定および機動的かつ効率的な職務執行を推進する。
- ② 取締役会は、月に1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。また、取締役会付議事項については、経営戦略会議または経営会議で事前に審議を行う。
- ③ 取締役会は、A v i oグループの中期経営計画、年間および半期の予算を決定し、その進捗状況を報告させ、執行状況を監督する。
- ④ 執行役員は、取締役会で定めた中期経営計画および予算に基づき効率的な職務執行を行い、予算の進捗状況については、執行役員、本部長、事業部長等で構成される事業執行会議で確認する。
- ⑤ 代表取締役等は、適宜、取締役会で取締役および執行役員の職務執行状況について報告する。
- ⑥ 執行役員その他の使用人の職務権限の行使は、職務権限規程に基づき適正かつ効率的に行う。
- ⑦ 執行役員は、職務執行の効率化をはかるため、各種業務用情報システムの構築、運用および改善を行う。

#### (5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社に対して、取締役および監査役の派遣ならびに「A v i oグループ企業行動憲章」および「A v i oグループ行動規範」に基づく当社主管部門による日常的な管理を行うとともに、子会社の遵法体制その他その業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導および支援を行う。
- ② 当社の親会社である日本電気株式会社（以下「NEC」という。）の当社主管部門と日常的な連携を行うとともに、必要に応じて遵法体制その他当社の業務の適正を確保するための体制の整備についてNECと協議する。
- ③ 子会社の事業運営に関する事項については、その重要度に応じて、当社において、経営戦略会議または経営会議での審議、決裁および取締役会への付議を行う。
- ④ 監査部に業務の適正性に関する子会社の監査を行わせる。
- ⑤ 監査役は往査を含め、子会社の監査を行い、監査に関してA v i oグループの監査役と意見を交換し、関係をはかる。

- ⑥ 監査役は、NECグループにおける業務の適正の確保のため、NECグループ監査役との情報の交換および協議を行い、関係をはかる。
- ⑦ A v i oグループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他関連法令等に基づき、評価、維持、改善等を行い、財務報告の信頼性を確保する。

**(6) 監査役職務を補助すべき使用人および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査役職務を補助すべき使用人が必要な場合、適切な使用人をその任にあて、当該使用人について業務執行からの独立性を確保する。

**(7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

- ① 取締役および使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
- ② 監査部長は、監査役に対し、内部者通報制度「アビオホットライン」の運用状況について定期的に報告し、取締役に「A v i oグループ企業行動憲章」および「A v i oグループ行動規範」に違反する事実があると認める場合その他緊急の報告が必要な場合には、直ちに報告する。
- ③ 重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供する。

**(8) 監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。
- ② 監査役は、随時経理システム等の社内情報システムの情報を閲覧することができる。
- ③ 監査役は、定時および臨時に監査役会を開催し、監査実施状況等について情報の交換・協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。
- ④ 監査役は、監査部および会計監査人との関係をはかり、効果的な監査業務を遂行する。

~~~~~  
(注) 本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成22年 3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	19,283	流 動 負 債	11,706
現金および預金	2,435	支払手形および買掛金	4,450
受取手形および売掛金	8,393	短期借入金	4,922
たな卸資産	7,378	未払法人税等	121
繰延税金資産	522	賞与引当金	584
その他	554	製品保証引当金	182
貸倒引当金	△1	その他	1,446
固 定 資 産	10,023	固 定 負 債	10,294
有形固定資産	7,734	長期借入金	5,036
建物および構築物	1,959	再評価に係る繰延税金負債	1,321
機械装置および運搬具	392	退職給付引当金	3,927
工具器具備品	484	その他	9
土地	4,847	負 債 合 計	22,000
建設仮勘定	49	純 資 産 の 部	
無形固定資産	402	株 主 資 本	5,496
投資その他の資産	1,887	資本金	5,145
投資有価証券	13	利益剰余金	362
前払年金費用	1,301	自己株式	△11
繰延税金資産	394	評価・換算差額等	1,809
その他	237	土地再評価差額金	1,809
貸倒引当金	△59	純 資 産 合 計	7,306
資 産 合 計	29,307	負 債 純 資 産 合 計	29,307

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(自 平成21年 4月 1日)
(至 平成22年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	26,556
売 上 原 価	19,748
売 上 総 利 益	6,808
販 売 費 お よ び 一 般 管 理 費	6,505
営 業 利 益	302
営 業 外 収 益	162
受 取 利 息 お よ び 配 当 金	1
助 成 金 収 入	91
そ の 他	69
営 業 外 費 用	249
支 払 利 息	209
そ の 他	40
経 常 利 益	215
特 別 利 益	62
受 取 和 解 金	62
特 別 損 失	77
固 定 資 産 除 却 損	7
事 務 所 移 転 費 用	70
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	200
法 人 税 、 住 民 税 お よ び 事 業 税	86
法 人 税 等 調 整 額	△44
当 期 純 利 益	157

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成21年4月1日)
(至 平成22年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成21年3月31日 残高	5,145	205	△10	5,339
当 期 中 の 変 動 額				
当 期 純 利 益		157		157
自 己 株 式 の 取 得			△0	△0
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)				
当期中の変動額合計	-	157	△0	157
平成22年3月31日 残高	5,145	362	△11	5,496

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成21年3月31日 残高	1,809	1,809	7,149
当 期 中 の 変 動 額			
当 期 純 利 益			157
自 己 株 式 の 取 得			△0
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)			-
当期中の変動額合計	-	-	157
平成22年3月31日 残高	1,809	1,809	7,306

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

山梨アビオニクス株式会社、福島アビオニクス株式会社、日本アビオニクス販売株式会社およびNEC Avio赤外線テクノロジー株式会社の子会社4社すべてが連結の範囲に含まれている。

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は3月31日であり、連結決算日と一致している。

(3) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

ア 有価証券

その他有価証券

時価のないもの …………… 移動平均法による原価法

イ たな卸資産

製品、原材料および貯蔵品 …………… 主として総平均法による原価法
(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

仕掛品および未着原材料 …………… 個別法による原価法
(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く） …………… 主として定率法

無形固定資産（リース資産を除く） …………… 定額法

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。

リース資産 …………… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する方法を採用している。

③ 重要な引当金の計上基準

ア 貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して計上している。
イ 賞与引当金	従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上している。
ウ 工事損失引当金	請負工事に係る将来の損失に備えるため、当該損失見込額を計上している。
エ 製品保証引当金	製品販売後の無償修理費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎とした見積額を計上している。
オ 退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務から年金資産ならびに会計基準変更時差異未処理額、未認識過去勤務債務、未認識数理計算上の差異を加減した額を計上している。確定給付企業年金制度および適格退職年金制度については年金資産の額が企業年金制度に係る退職給付債務に当該企業年金制度に係る会計基準変更時差異未処理額、未認識過去勤務債務および未認識数理計算上の差異を加減した額を超えているため、前払年金費用（当期末1,301百万円）として連結貸借対照表に計上している。また、会計基準変更時差異（8,516百万円）については、厚生年金基金の代行部分の返上に伴う処理を除き、平成12年4月1日から15年による按分額を費用処理している。過去勤務債務はその発生時の従業員の平均残存勤務期間で按分した額を費用処理している。数理計算上の差異はその発生時の従業員の平均残存勤務期間で按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理している。

(会計方針の変更)

当期より、「「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）」（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用している。

なお、これによる連結計算書類に与える影響はない。

④ 重要な収益および費用の計上基準

完成工事高および完成工事原価の計上基準

当期末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

…………… 工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

その他の工事 …………… 工事完成基準

（会計方針の変更）

請負工事に係る収益の計上基準については、従来、すべての工事について工事完成基準を適用していたが、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）および「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を当期より適用し、当期に着手した工事契約から当期末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用している。

これにより、売上高は1,294百万円増加し、営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益は、それぞれ188百万円増加している。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

ア ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっている。また、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合は特例処理を採用している。

イ ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 …………… 金利スワップ

ヘッジ対象 …………… 借入金の支払利息

ウ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する社内規程に基づき、金利の変動によるリスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っている。

エ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象は重要な条件が同一であるため、高い有効性を有している。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略している。

⑥ 消費税および地方消費税の会計処理の方法 … 税抜方式

(4) 連結子会社の資産および負債の評価に関する事項

連結子会社の資産および負債の評価については、全面時価評価法を採用している。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) たな卸資産

製品	632百万円
仕掛品	4,411百万円
原材料および貯蔵品	2,287百万円
未着原材料	46百万円
計	7,378百万円

(2) 損失が見込まれる工事契約に係るたな卸資産は、これに対応する工事損失引当金37百万円(すべて仕掛品に係る工事損失引当金)を相殺表示している。

(3) 担保に供している資産

建物および構築物	345百万円
機械装置および運搬具	49百万円
工具器具備品	8百万円
土地	3,289百万円
計	3,691百万円

(注) 上記物件は、短期借入金1,082百万円の担保に供している。

(4) 有形固定資産の減価償却累計額 13,805百万円

(5) 偶発債務

保証債務

従業員の住宅取得資金の借入金に対する保証 20百万円

(6) 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、平成14年3月31日に下記方法により事業用土地の再評価を行っている。当期連結貸借対照表記載の土地の価額は当該再評価額に基づいている。なお、取得価額と再評価額との差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上している。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定している。

当期末において、上記方法により再評価した価額は、連結貸借対照表記載の土地の価額を481百万円下回っている。

(7) 財務上の特約

借入金のうち、シンジケート・ローン契約（当期末残高2,760百万円）およびコミットメントライン契約（契約総額2,000百万円、当期末借入未実行残高2,000百万円）には、契約期間中において純資産額、営業利益等を一定の水準に維持する等の財務上の特約が定められている。

3. 連結損益計算書に関する注記

事務所移転費用は、一部事業所の移転に伴う固定資産の減損損失および賃借不動産の原状回復費用等である。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	前期末の株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末の株式数
普通株式	28,300,000株	—	—	28,300,000株
第1種優先株式	800,000株	—	—	800,000株
合計	29,100,000株	—	—	29,100,000株

(2) 自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	前期末の株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末の株式数
普通株式	34,747株	4,401株	—	39,148株
第1種優先株式	—	—	—	—
合計	34,747株	4,401株	—	39,148株

(注) 普通株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分である。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、電子応用機器の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入により調達している。一時的な余資は安全性の高い金融商品で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達している。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針である。

② 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形および売掛金は、顧客の信用リスクに晒されている。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としている。投資有価証券である株式は、業務上の関係を有する企業の株式である。

営業債務である支払手形および買掛金は、1年以内の支払期日である。

借入金の用途は運転資金(主として短期)および設備投資資金(長期)である。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されているが、このうち長期のものについては、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化をはかるために、個別契約ごとにデリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジ手段として利用している。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略している。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っている。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されているが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理している。なお、借入金のうち、シンジケート・ローン契約およびコミットメントライン契約については、契約期間中において純資産額、営業利益等を一定の水準に維持する等の財務上の特約が定められている。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「(2) 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではない。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりである。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていない（下記注記2参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額(※)	時価(※)	差額(※)
(1) 現金および預金	2,435	2,435	—
(2) 受取手形および売掛金	8,393	8,393	—
(3) 支払手形および買掛金	(4,450)	(4,450)	—
(4) 短期借入金 (※※)	(3,250)	(3,250)	—
(5) 長期借入金 (※※)	(6,708)	(6,776)	(68)
(6) デリバティブ取引	—	—	—

(※)負債に計上されているものについては、()で示している。

(※※) 1年以内に返済予定の長期借入金1,672百万円は「長期借入金」に含めている。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金および預金、ならびに (2) 受取手形および売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(3) 支払手形および買掛金、ならびに (4) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっている。変動金利による長期借入金は金利スワップ特例処理の対象とされており（下記 (6) ②参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっている。

(6) デリバティブ取引

- ① ヘッジ会計が適用されていないもの… 該当するものはない。
 ② ヘッジ会計が適用されているもの…… ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額または契約において定められた元本相当額等は次のとおりである。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち繰起		
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	5,640	4,300	(※)	

(※) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、長期借入金の時価に含めて記載している(上記(5))参照。

2. 非上場株式(連結貸借対照表計上額13百万円)は、市場価格が無く、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため記載していない。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内
現金および預金	2,435
受取手形および売掛金	8,393
合計	10,829

4. 長期借入金の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
長期借入金	1,672	1,676	2,440	920	—

(追加情報)

当期より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用している。

6. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 230円24銭
 (2) 1株当たり当期純利益 5円59銭

貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	20,232	流動負債	11,239
現金および預金	2,302	支払手形	470
受取手形	170	買掛金	4,159
売掛金	6,472	短期借入金	4,922
たな卸資産	4,268	未払金	295
前渡金	247	未払法人税等	37
前払費用	52	未払費用	122
繰延税金資産	437	前受金	590
関係会社短期貸付金	5,170	賞与引当金	341
未収入金	1,109	製品保証引当金	165
その他	3	その他	134
貸倒引当金	△1	固定負債	9,522
固定資産	8,041	長期借入金	5,036
有形固定資産	4,485	再評価に係る繰延税金負債	1,321
建物および構築物	559	退職給付引当金	3,161
機械装置および運搬具	223	その他	3
工具器具備品	310	負債合計	20,761
土地	3,342	純資産の部	
建設仮勘定	48	株主資本	5,702
無形固定資産	258	資本金	5,145
ソフトウェア	67	利益剰余金	568
その他	191	利益準備金	77
投資その他の資産	3,297	その他利益剰余金	490
投資有価証券	13	繰越利益剰余金	490
関係会社株式	1,705	自己株式	△11
前払年金費用	1,296	評価・換算差額等	1,809
繰延税金資産	166	土地再評価差額金	1,809
その他	134	純資産合計	7,512
貸倒引当金	△17	負債純資産合計	28,274
資産合計	28,274		

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成21年 4月 1日)
(至 平成22年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	20,724
売 上 原 価	16,538
売 上 総 利 益	4,185
販 売 費 お よ び 一 般 管 理 費	3,761
営 業 利 益	424
営 業 外 収 益	167
受 取 利 息 お よ び 配 当 金	95
助 成 金 収 入	49
そ の 他	22
営 業 外 費 用	254
支 払 利 息	218
そ の 他	36
経 常 利 益	336
特 別 利 益	62
受 取 和 解 金	62
特 別 損 失	112
固 定 資 産 除 却 損	3
関 係 会 社 株 式 評 価 損	84
事 務 所 移 転 費 用	25
税 引 前 当 期 純 利 益	286
法 人 税 、 住 民 税 お よ び 事 業 税	19
法 人 税 等 調 整 額	15
当 期 純 利 益	252

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成21年4月1日)
(至 平成22年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					株主資本合計
	資 本 金	利 益 剰 余 金			自己株式	
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成21年3月31日 残高	5,145	77	238	316	△10	5,450
当期中の変動額						
当期純利益			252	252		252
自己株式の取得					△0	△0
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)						
当期中の変動額合計	-	-	252	252	△0	251
平成22年3月31日 残高	5,145	77	490	568	△11	5,702

	評価・換算差額等		純資産合計
	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成21年3月31日 残高	1,809	1,809	7,260
当期中の変動額			
当期純利益			252
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)			-
当期中の変動額合計	-	-	251
平成22年3月31日 残高	1,809	1,809	7,512

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

子会社株式 …………… 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のないもの …………… 移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準および評価方法

製品、原材料および貯蔵品 …………… 総平均法による原価法

(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

仕掛品および未着原材料 …………… 個別法による原価法

(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く） …………… 定率法

無形固定資産（リース資産を除く） …………… 定額法

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。

リース資産 …………… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する方法を採用している。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して計上している。

賞与引当金 …………… 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上している。

工事損失引当金 …………… 請負工事に係る将来の損失に備えるため、当該損失見込額を計上している。

製品保証引当金 …………… 製品販売後の無償修理費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎とした見積額を計上している。

退職給付引当金 …………… 従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務から年金資産ならびに会計基準変更時差異未処理額、未認識過去勤務債務、未認識数理計算上の差異を加減した額を計上している。確定給付企業年金制度および適格退職年金制度については年金資産の額が企業年金制度に係る退職給付債務に当該企業年金制度に係る会計基準変更時差異未処理額、未認識過去勤務債務および未認識数理計算上の差異を加減した額を超えているため、前払年金費用（当期末1,296百万円）として貸借対照表に計上している。また、会計基準変更時差異（8,232百万円）については、厚生年金基金の代行部分の返上に伴う処理を除き、平成12年4月1日から15年による按分額を費用処理している。過去勤務債務はその発生時の従業員の平均残存勤務期間で按分した額を費用処理している。数理計算上の差異はその発生時の従業員の平均残存勤務期間で按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理している。

（会計方針の変更）

当期より、「「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）」（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用している。

なお、これによる計算書類に与える影響はない。

(4) 重要な収益および費用の計上基準

完成工事高および完成工事原価の計上基準

当期末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

…………… 工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

その他の工事 …………… 工事完成基準

（会計方針の変更）

請負工事に係る収益の計上基準については、従来、すべての工事について工事完成基準を適用していたが、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）および「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を当期より適用し、当期に着手した工事契約から当期末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用している。

これにより、売上高は1,294百万円増加し、営業利益、経常利益、税引前当期純利益は、それぞれ188百万円増加している。

- (5) ヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっている。また、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合は特例処理を採用している。
 - ② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段 …………… 金利スワップ
ヘッジ対象 …………… 借入金の支払利息
 - ③ ヘッジ方針
デリバティブ取引に関する社内規程に基づき、金利の変動によるリスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っている。
 - ④ ヘッジの有効性評価の方法
ヘッジ手段とヘッジ対象は重要な条件が同一であるため、高い有効性を有している。
ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略している。
- (6) 消費税および地方消費税の会計処理の方法 … 税抜方式

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) たな卸資産
- | | |
|-----------|----------|
| 製品 | 247百万円 |
| 仕掛品 | 3,275百万円 |
| 原材料および貯蔵品 | 698百万円 |
| 未着原材料 | 46百万円 |
| 計 | 4,268百万円 |
- (2) 損失が見込まれる工事契約に係るたな卸資産は、これに対応する工事損失引当金37百万円(すべて仕掛品に係る工事損失引当金)を相殺表示している。
- (3) 担保に供している資産
- | | |
|------------|----------|
| 建物および構築物 | 345百万円 |
| 機械装置および運搬具 | 49百万円 |
| 工具器具備品 | 8百万円 |
| 土地 | 3,289百万円 |
| 計 | 3,691百万円 |
- (注) 上記物件は、短期借入金1,082百万円の担保に供している。
- (4) 有形固定資産の減価償却累計額 5,932百万円
- (5) 偶発債務
- 保証債務
- | | |
|----------------------|-------|
| 従業員の住宅取得資金の借入金に対する保証 | 20百万円 |
|----------------------|-------|
- (6) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりである。
- | | |
|----------|----------|
| ① 短期金銭債権 | 8,482百万円 |
| ② 長期金銭債権 | 9百万円 |
| ③ 短期金銭債務 | 1,408百万円 |
| ④ 長期金銭債務 | 2百万円 |

- (7) 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、平成14年3月31日に下記方法により事業用土地の再評価を行っている。当期貸借対照表記載の土地の価額は当該再評価額に基づいている。なお、取得価額と再評価額との差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上している。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定している。

当期末において、上記方法により再評価した価額は、貸借対照表記載の土地の価額を481百万円下回っている。

- (8) 財務上の特約

借入金のうち、シンジケート・ローン契約(当期末残高2,760百万円)およびコミットメントライン契約(契約総額2,000百万円、当期末借入未実行残高2,000百万円)には、契約期間中において純資産額、営業利益等を一定の水準に維持する等の財務上の特約が定められている。

3. 損益計算書に関する注記

- (1) 事務所移転費用は、一部事業所の移転に伴う固定資産の減損損失および賃借不動産の原状回復費用等である。
- (2) 関係会社との取引高
- | | |
|--------------|----------|
| ① 売上高 | 6,453百万円 |
| ② 仕入高 | 4,867百万円 |
| ③ 営業取引以外の取引高 | 2,128百万円 |

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	前期末の株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末の株式数
普通株式	34,747株	4,401株	-	39,148株
第1種優先株式	-	-	-	-
合計	34,747株	4,401株	-	39,148株

(注) 普通株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分である。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金の否認、繰越欠損金、賞与引当金の否認等であり、回収可能性がないと判断された金額(評価性引当額)を控除した額を繰延税金資産として貸借対照表に計上している。

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用している固定資産の主なもの、事務機器の一部である。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社および法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 百万円	事業の内容	議決権等の 被所有割合 %	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 百万円	科目	期末残高 百万円
親会社	日本電気(株)	東京都 港区	397,199	コンピュータ、通信機器、ソフトウェア等の製造および販売ならびに関連サービスの提供を含むIT・ネットワークソリューション事業	直接 50.23 間接 —	当社の一部製品の販売	情報システム製品等の販売	5,962	売掛金	1,992

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等

製品の販売については、市場価格、総原価を勘案して当社見積価格を提示し、その都度交渉の上、決定している。

(2) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 百万円	事業の内容	議決権等の 所有割合 %	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 百万円	科目	期末残高 百万円
子会社	山梨アビオニクス(株)	山梨県 南アルプス市	450	プリント配線板の製造	100	当社が使用する一部部品の購入等、資金の援助、役員の兼任	資金の貸付	4	関係会社 短期貸付金	1,046
							部品の購入等	3,043	買掛金	480
子会社	福島アビオニクス(株)	福島県 郡山市	450	ハイブリッドIC、電子機器製品および赤外線・計測機器製品の製造	100	当社が使用する一部部品の購入等、資金の援助、役員の兼任	資金の回収	149	関係会社 短期貸付金	2,186
							部品の譲渡等	1,912	未収入金	997
							部品の購入等	1,760	買掛金	778
子会社	日本アビオニクス販売(株)	東京都 品川区	70	電子機器製品等の販売	100	当社の一部製品の販売等、役員の兼任	電子機器製品等の販売	479	売掛金	320
子会社	NEC Avio赤外線テクノロジー(株)	東京都 品川区	342	赤外線・計測機器製品の製造、販売	100	資金の援助、役員の兼任	資金の回収	59	関係会社 短期貸付金	1,937

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等

1. 資金の貸付または回収については、市場金利を勘案して利率を決定している。なお、基本契約に基づき残高が日々変動するため、取引金額は前期末残高との差引き金額を記載している。
2. 部品の購入等および部品の譲渡等については、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定している。
3. 当社製品の販売については、市場価格等を参考に決定している。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	237円52銭
1株当たり当期純利益	8円93銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成22年5月10日

日本アビオニクス株式会社

取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 榊 正 壽 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 薄 井 誠 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本アビオニクス株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本アビオニクス株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項(3)④に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より「工事契約に関する会計基準」及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成22年5月10日

日本アビオニクス株式会社

取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 榊 正 壽 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 薄 井 誠 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本アビオニクス株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な会計方針に係る事項(4)に記載されているとおり、会社は当事業年度より「工事契約に関する会計基準」及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第60期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議した結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

当監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、執行役員及び監査部その他の使用人、親会社グループの監査役その他の者と意思疎通を図り、情報の収集並びに監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び執行役員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社のほか主要な事業所において業務及び財産の状況を監査部と連携して調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則に定める体制について、その取締役会決議の内容及び当該決議に基づき現に整備されている体制（内部統制システム）の整備内容及び運用状況を監視及び検証いたしました。

なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、内部統制委員会に出席し取締役等から当該内部統制の評価の状況について報告を受け、また、監査人から監査の状況についての報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、その取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、職務の遂行状況を聴取するとともに、定期的に事業の報告を受け、必要に応じて子会社へ赴き、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人からは会社計算規則131条に定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って、適切に整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求め、内容を確認いたしました。

これらの方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書、並びに、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

なお、取締役の競業取引、利益相反取引等に関して、各取締役に報告を求め、確認いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 事業報告に記載されている内部統制システムの整備に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する整備・運用状況については、継続的な改善が図られており、取締役の職務の遂行について、指摘すべき事項は認められません。
なお、「財務報告に係る内部統制」については、本監査報告書の作成時点において重要な欠陥はない旨の報告を取締役等及び監査人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人の新日本有限責任監査法人による監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人の新日本有限責任監査法人による監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

平成22年 5月10日

日本アビオニクス株式会社 監査役会

常勤監査役	津	田	好	美	㊟
常勤監査役	石	川	俊	樹	㊟
社外監査役	山	本	徳	男	㊟
社外監査役	山	本		琢	㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 株主の皆様へのサービス拡充の観点から、会社法第194条に規定する単元未満株式の買増制度の導入をいたしたく、定款第9条（単元未満株式の買増請求）を新設し、これに伴う条数の繰り下げ等所要の変更を行うものであります。
- (2) 監査役を増員に備え定数を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

下線部分変更箇所

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>①会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>②会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>③株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>①会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>②会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>③株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>④次条に定める請求をする権利</p> <p><u>(単元未満株式の買増請求)</u></p>
<p>第9条～第10条</p> <p>省略</p>	<p>第9条 <u>本会社の株主は、株式取扱規則の定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p> <p>第10条～第11条</p> <p>現行どおり</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(優先株式配当金) 第10条の2</p> <p>本公司は、第32条に定める期末配当を行うときは、毎事業年度末日の株主名簿に記録された第1種優先株式を有する株主（以下第1種優先株主という。）または第1種優先株式の登録株式質権者（以下第1種優先登録株式質権者という。）に対し、毎事業年度末日の株主名簿に記録された普通株式を有する株主（以下普通株主という。）または普通株式の登録株式質権者（以下普通登録株式質権者という。）に先立ち、第1種優先株式1株につき20円を上限として、第1種優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める額の剰余金（以下第1種優先株式配当金という。）を金銭により配当する。ただし、第31条において定める当該事業年度において次条に定める第1種優先株式中間配当金を支払ったときは、当該第1種優先株式中間配当金を控除した額とする。</p> <p>2) 省略 3) 省略</p>	<p>(優先株式配当金) 第11条の2</p> <p>本公司は、第33条に定める期末配当を行うときは、毎事業年度末日の株主名簿に記録された第1種優先株式を有する株主（以下第1種優先株主という。）または第1種優先株式の登録株式質権者（以下第1種優先登録株式質権者という。）に対し、毎事業年度末日の株主名簿に記録された普通株式を有する株主（以下普通株主という。）または普通株式の登録株式質権者（以下普通登録株式質権者という。）に先立ち、第1種優先株式1株につき20円を上限として、第1種優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める額の剰余金（以下第1種優先株式配当金という。）を金銭により配当する。ただし、第32条において定める当該事業年度において次条に定める第1種優先株式中間配当金を支払ったときは、当該第1種優先株式中間配当金を控除した額とする。</p> <p>2) 現行どおり 3) 現行どおり</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(優先株式中間配当金) 第10条の3 本公司は、第32条に定める中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1種優先株式1株につき第1種優先株式配当金の2分の1または1株につき10円の低い方を上限として決定する金額の金銭（以下第1種優先株式中間配当金という。）を支払う。</p> <p>第10条の4～第10条の10 省略 (優先配当金の除斥期間) 第10条の11 第33条の規定は、第1種優先株式配当金および第1種優先株式中間配当金についてこれを準用する。</p> <p>第11条～第16条 省略 (種類株主総会) 第16条の2 第13条および第16条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>第17条～第23条 省略 第24条(員数) 本公司に監査役4名以内を置く。</p> <p>第25条～第33条 省略</p>	<p>(優先株式中間配当金) 第11条の3 本公司は、第33条に定める中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1種優先株式1株につき第1種優先株式配当金の2分の1または1株につき10円の低い方を上限として決定する金額の金銭（以下第1種優先株式中間配当金という。）を支払う。</p> <p>第11条の4～第11条の10 現行どおり (優先配当金の除斥期間) 第11条の11 第34条の規定は、第1種優先株式配当金および第1種優先株式中間配当金についてこれを準用する。</p> <p>第12条～第17条 現行どおり (種類株主総会) 第17条の2 第14条および第17条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>第18条～第24条 現行どおり 第25条(員数) 本公司に監査役5名以内を置く。</p> <p>第26条～第34条 現行どおり</p>

第2号議案 取締役6名選任の件

本総会終結のときをもって、取締役全員（7名）の任期が満了いたしますので、あらためて取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する 当社の 普通株式数
1	山下 守 (昭和23年2月14日生)	昭和48年4月 日本電気㈱入社 平成元年7月 同社防衛システム本部第一システム技術部長 平成12年6月 同社NECソリューションズ第一ソリューション営業事業本部第三官庁ソリューション事業部長 平成16年4月 同社航空宇宙・防衛事業本部長 平成17年4月 同社執行役員 平成19年6月 当社取締役（現任） 平成20年4月 日本電気㈱執行役員常務 平成21年4月 当社執行役員常務（現任）	5,000株
2	根来 周三 (昭和23年5月2日生)	昭和49年4月 日本電気㈱入社 平成10年12月 同社無線事業本部電波応用事業部長代理 平成15年4月 同社航空宇宙・防衛事業本部電波応用事業部長 平成16年4月 同社航空宇宙・防衛事業本部副事業本部長 平成18年6月 当社取締役（現任） 平成19年4月 当社執行役員 平成19年6月 当社執行役員常務（現任）	34,000株
3	鈴木 延 男 (昭和23年11月1日生)	昭和46年4月 当社入社 平成10年10月 当社電子機器事業部第一技術部長 平成13年10月 当社電子機器事業部長代理 平成14年6月 当社製造装置事業部長 平成18年4月 当社支配人 平成19年4月 当社執行役員 平成19年6月 当社取締役執行役員常務（現任）	37,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する 株式の 普通株式数
4	川島雅幸 (昭和26年8月22日生)	昭和56年6月 当社入社 平成16年6月 当社製造装置営業本部長 平成18年8月 当社第一営業本部長 平成19年6月 当社執行役員 平成21年6月 当社取締役(現任) 平成22年4月 当社執行役員常務(現任)	4,000株
5	露木満 (昭和29年12月18日生)	昭和60年12月 当社入社 平成14年6月 当社経営企画本部経理部長 平成18年4月 当社経営企画本部長代理 平成19年1月 当社製造装置事業部長 平成19年6月 当社執行役員兼経営企画本部長(現任)	1,000株
6	西村知典 (昭和29年11月5日生)	昭和54年4月 日本電気(株)入社 平成16年6月 同社航空宇宙・防衛事業本部誘導光電 事業部長 平成19年4月 同社航空宇宙・防衛事業本部副事業本 部長 平成20年4月 同社執行役員兼航空宇宙・防衛事業本 部長 平成21年6月 当社取締役(現任) 平成22年4月 日本電気(株)執行役員常務(現任)	—

- (注) 1. 西村知典氏は、社外取締役候補者であります。
2. 西村知典氏は、当社の親会社である日本電気株式会社の執行役員常務であります。
3. 社外取締役候補者とした理由は次のとおりであります。
- 西村知典氏は、当社のコア事業である情報システム製品および戦略成長事業である赤外線・計測機器製品に関し豊富な経験と幅広い知識を有しており、その経験と知識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
4. 西村知典氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結のときをもって1年となります。
5. 取締役候補者 山下 守、根来周三、鈴木延男、川島雅幸の各氏の当社における担当ならびに重要な兼職の状況については、「事業報告 3. 会社役員に関する事項」11頁から12頁に記載のとおりであります。
6. 当社は、社外取締役の期待される職務を十分発揮できるように西村知典氏と会社法第423条第1項に定める損害賠償責任の限定契約を同法第427条第1項の規定に基づき締結しており、その賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める金額としております。また、同氏の再任をご承認いただいた場合は、当該契約を継続する予定です。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会の終結のときをもって、山本琢氏が辞任いたしますので、あらためて監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役の候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 および重要な兼職の状況	所有する 当社の 普通株式数
古川久生 (昭和33年8月8日生)	昭和56年4月 日本電気(株)入社 平成12年4月 同社航空宇宙・防衛事業本部電波応用 事業部生産計画部長 平成18年4月 同社航空宇宙・防衛事業本部航空宇宙・ 防衛事業企画部統括マネージャー 平成21年7月 同社航空宇宙・防衛事業本部事業計画部長 平成22年4月 同社航空宇宙・防衛事業本部宇宙・防衛事 業推進本部長(現任)	—

(注) 1. 古川久生氏は、社外監査役候補者であります。

2. 古川久生氏は、当社の親会社である日本電気株式会社の航空宇宙・防衛事業本部宇宙・防衛事業推進本部長であります。

3. 社外監査役候補者とした理由は次のとおりであります。

古川久生氏は、日本電気株式会社において当社のコア事業である情報システム事業に対する豊富な経験と知識を有しており、その経験等が当社の監査体制に有益であると判断し、社外監査役としての選任をお願いするものであります。

4. 当社は、社外監査役がその期待される職務を十分発揮できるよう、古川久生氏が当社の社外監査役に選任された場合には会社法第423条第1項に定める損害賠償責任の限定契約を同法第427条第1項の規定に基づき締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める金額としております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項の規定に基づき、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 および重要な兼職の状況	所有する 当社の 普通株式数
音田 亘 (昭和33年12月4日生)	昭和57年4月 日本電気㈱入社 平成16年4月 同社モバイル企画本部経理部グループマネージャー 平成18年4月 同社キャリアネットワーク企画本部経理部グループマネージャー 平成20年7月 同社社会インフラソリューション企画本部経理部長(現任)	—

- (注) 1. 音田 亘氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
2. 音田 亘氏は、当社の親会社である日本電気株式会社の社会インフラソリューション企画本部経理部長であります。
3. 補欠の社外監査役候補者とした理由は次のとおりであります。
音田 亘氏は、日本電気株式会社における長年の経理経験から豊富な財務および会計に関する知識を有しており、当社の監査体制に有用であると判断したことから、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 当社は、社外監査役がその期待される職務を十分発揮できるよう、音田 亘氏が当社の社外監査役に就任された場合には会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する旨の契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める金額としております。

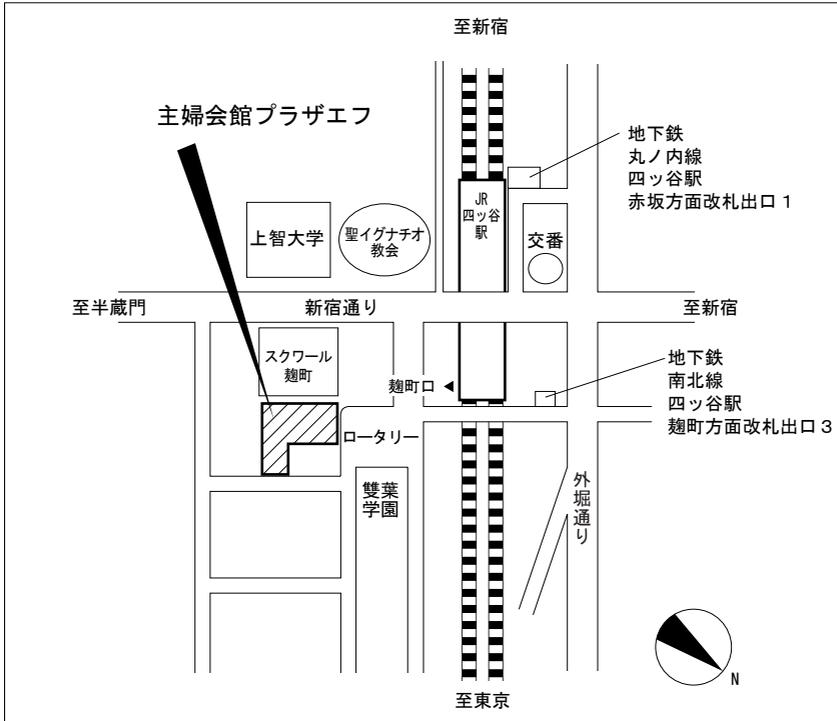
以上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区六番町15番地
主婦会館プラザエフ



J R (中央線) : 四ッ谷駅(麹町口)から徒歩 1分

地下鉄(丸ノ内線) : 四ッ谷駅(赤坂方面改札出口 1)から徒歩 3分

地下鉄(南北線) : 四ッ谷駅(麹町方面改札出口 3)から徒歩 2分

本紙は再生紙を使用しております。



地球環境に配慮した大豆油インキを使用しています